

働き方改革推進体制について

大分県働き方改革推進会議事務局

大分県働き方改革推進体制について（案）

1. 中小・小規模事業者において、労働時間の削減等の働き方改革関連法に沿った取組を進めるためには、生産性向上や人材戦略など、経営計画の見直しそのものが必要な場合があり、専門的なサポートが必要
2. 加えて、改革のしわ寄せが下請けにいかないよう、サプライチェーン全体として生産性向上に取り組んでいくことが重要。
3. よって、本推進会議の下、事務局である大分県・大分労働局が中心となって、（1）～（3）の組織間の具体的な連携を進めていく
 - （1）働き方改革関連法の観点（大分労働局、働き方改革支援センター）
 - （2）生産性向上や経営革新計画策定支援の観点（よろず支援拠点、商工団体）
 - （3）適正な取引確保の観点（経済産業省中小企業庁）

大分県働き方改革推進体制図(案)

大分県働き方改革推進会議

【労働施策総合推進法第10条の3に基づく「協議会」として位置づけ】

■所掌事務

- ・働き方に関する課題等の調査及び研究
- ・働き方改革の機運醸成と普及・啓発
- ・働き方改革の推進に係る施策の検討及び実施
- ・働き方改革の推進に係る関係団体等の連携推進 等

サポート

事務局

厚生労働省
大分労働局

連携

【相談窓口】

大分働き方改革推進支援センター
(労務管理相談)
大分県よろず支援拠点
(経営相談)
ハローワーク
(求人相談)

経済産業省
中小企業庁

連携

大分県

適正な取引確保

取組状況の把握、課題抽出
進捗状況の共有
実務者によるフォローアップ
など

連携

連携

経済5団体、連合